

令和3年第1回上峰町議会定例会会議録

令和3年2月3日（水曜日） 本会議4日
 会期 17日間 委員会3日
 令和3年2月19日（金曜日） 休 会10日

令和3年2月3日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教 育 長 野 口 敏 雄 会 計 管 理 者 橋 本 真 美 総務課副課長 針 長 幸 子 まち・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘 財 政 課 長 坂 井 忠 明 危 機 管 理 対 策 監 弥 永 正 一 建 設 課 副 課 長 高 島 真 幸 産 業 課 長 兼 日 高 泰 明 住 民 課 長 扇 智 布 由 農 業 委 員 会 事 務 局 長 税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二 健 康 福 祉 課 長 江 島 朋 子 生 涯 学 習 課 長 小 川 成 弘 教 育 委 員 会 事 務 局 長 中 島 洋 文 化 課 長 宗 雲 英 則
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 主 事 松 田 望

議事日程 令和3年2月3日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 教育長の教育方針
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第2号～議案第12号)
- 日程第6 議案審議
議案第3号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第7 議案第4号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第5号 令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第6号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第7号 令和3年度上峰町一般会計予算
- 日程第11 討論・採決

午前9時30分 開会

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。本日は令和3年第1回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五雄君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番吉田豊君及び5番田中静雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より2月19日までの17日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針

○議長（中山五雄君）

日程第3. 町長の施政方針。

町長の施政方針をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。令和3年第1回上峰町議会定例会に御参集いただき感謝申し上げます。

3月に町長選挙が迫っている関係上、新年度予算は政策的なものや新規事業はなるべく盛り込まず、引き続き住民生活を温め続けるために必要な事業を中心に編成を行った追い炊き予算としております。よって、新年度予算に係る施政方針につきましては、これからの時代に求められる自治体運営の方向性についての所信と予算概要について申し述べさせていただきます。町民の皆様並びに議員の皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

1 所信表明

新型コロナウイルスの影響により、昨年はいかなるような対応を余儀なくされた一年でありました。特定の地域限定で、2度目の緊急事態宣言が発出され予断を許さない状況であります。

このような中、地方公共団体の役割はますます重要になっております。感染症対策と経済の回復を効果的に実現していかなければなりません。町民の皆様におかれましては更なるご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

2 予算概要

令和3年度予算について申し上げます。今回の予算編成に際しまして、骨格型予算ということで、一般会計の予算規模は前年度当初比で5.8%の減となっております。新型コロナ感染症の終息が見通せない中ではありますが、必要な経費等は、引き続き計上しております。

令和3年度一般会計当初予算の規模は、

一般会計	10,656,990千円
特別会計（国民健康保険）	924,280千円
（後期高齢者医療）	117,610千円
（土地取得）	10千円
（農業集落排水）	601,500千円

全会計の合計で12,300,390千円となっております。

前年度当初予算との比較では、

一般会計 94.2%

特別会計 97.8%

合計では 94.6%となります。

一般会計予算の総額は、総額10,656,990千円（対前年度94.2%、659,570千円の減）となりました。

一般会計歳入歳出の概要を申し上げます。

歳入は町税全体では対前年度92.8%、97,330千円減の1,258,480千円を計上しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により企業収益等の減少が懸念されることから、法人町民税が対前年度70.3%、35,700千円減の84,400千円、また、固定資産税については評価替の年となることから、対前年度94.4%、40,770千円減の687,770千円、個人町民税やたばこ税も前年度比減額の計上としています。

国県支出金は対前年度99.6%、4,110千円減の925,640千円となっております。

地方交付税は、地方財政計画の伸び率等を勘案し、対前年度106.7%、61,420千円増の977,000千円、ふるさと納税寄附金は、前年度当初と同額の40億円を見込んでおります。町債は臨時財政対策債のみで対前年度139.9%、190,120千円を計上しております。

次に歳出です。義務的経費は扶助費の増額等の影響で対前年度100.4%、9,000千円増の2,066,000千円となります。投資的経費は、対前年度23.1%、435,000千円減の131,000千円となります。

その他の経費は、対前年度97.3%、233,000千円減の8,460,000千円となります。

以上、令和3年度に向けた所信を述べるとともに、予算の概要についての説明といたします。

○議長（中山五雄君）

これで町長の施政方針は終わりました。

日程第4 教育長の教育方針

○議長（中山五雄君）

日程第4. 教育長の教育方針。

教育長の教育方針をお願いいたします。

○教育長（野口敏雄君）

皆様おはようございます。令和3年度「上峰町の教育方針」につきまして、上峰町教育委員会を代表し申し上げます。

3月の町長選挙を控え、新年度教育予算は政策的なものや新規事業はなるべく盛り込まず、引き続き教育行政を運営し続けるために必要な事業を中心に編成しております。従いまして、教育方針につきましては、これからの時代に求められる教育の方向性について申し述べさせ

ていただきます。町民の皆様並びに議員の皆様の御理解を賜りますようお願いいたします。

1 教育方針

教育の分野でも新型コロナウイルスの影響により、これまでに経験したことのない対応を迫られた1年でした。教育本来の目的や目標を見失わず、感染リスクを下げながら時代が求める施策や取組を展開していくことが肝要であると認識しています。

家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を果たすとともに連携・協働しあい、クオリティの高い上峰町教育を実現することに力を尽くす所存です。これまで同様に、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

これで教育長の教育方針は終わりました。

日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第5. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第2号 上峰町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例。

部落差別の解消の推進に関する法律が平成28年12月に公布されたことにより、上峰町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正するものです。

令和3年2月3日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管副課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第3号

令和2年度上峰町一般会計補正予算（第8号）

令和2年度上峰町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,082,159千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,178,384千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

令和3年2月3日 提出

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第4号

令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和2年度上峰町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,279千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,090,342千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月3日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第5号

令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和2年度上峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,306千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,509千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月3日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第 6 号

令和 2 年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度上峰町の農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,623千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ682,892千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は「第 2 表地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 3 日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管副課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第 7 号

令和 3 年度上峰町一般会計予算

令和 3 年度上峰町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,656,989千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 2 表地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 4 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月3日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第8号

令和3年度上峰町国民健康保険特別会計予算

令和3年度上峰町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ924,277千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月3日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第9号

令和3年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度上峰町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,607千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月3日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。
続きまして、

議案第10号

令和3年度上峰町土地取得特別会計予算

令和3年度上峰町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月3日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。
続きまして、

議案第11号

令和3年度上峰町農業集落排水特別会計予算

令和3年度上峰町の農業集落排水特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ601,497千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和3年2月3日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管副課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第12号 佐賀縣市町総合事務組合理約の変更について。

佐賀縣市町総合事務組合の事務所移転に当たり、会館の名称及び住所の変更について構成市町等の議決を求めるものでございます。

令和3年2月3日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど所管副課長より補足説明いたします。

以上、11議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より11議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。

○総務課副課長（針長幸子君）

皆様おはようございます。私のほうからは議案第2号、議案第12号について補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第2号 上峰町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

お手元に議案第2号を御用意ください。

この条例改正の背景といたしまして、平成28年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が公布、施行されました。この法律は憲政史上初めて部落差別という用語を用い、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」という認識の下に立っています。そして、部落差別の存在を国が公式に認知し、基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであると規定されています。

さらに、国や自治体に対し、差別解消に関する相談体制の充実、教育及び啓発、実態調査の実施を求めています。このうち、自治体には相談体制の充実、教育及び啓発が求められ、この2点について既存の条例に織り込む改正となっております。

それでは、議案第2号の新旧対照表を御覧ください。

第1条の改正では、部落差別の解消を推進するという目的を反映させるため、「あらゆる差別」の前に「部落差別をはじめとする」という文言を加えております。

また、改正前の条例では「差別をなくす」という表現を用いていましたが、部落差別解消推進法が「解消の推進」という文言を用いておりますので、表現を合わせる改正を行っております。これは次の第3条の改正においても同様の理由でございます。

続いて、第4条の改正では、部落差別の解消の推進を図るための施策の推進を明示いたしました。

改正前の条例におきましても、「基本的人権を擁護し、明るく住みよい社会を形成」とあり、部落差別の解消の推進も当然そこに包含されているものと解釈できますが、法律が新たに制定されたことにより、明示したものでございます。

続いて第5条でございますが、本条は、部落差別解消推進法第4条第2項に地方自治体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制を充実するよう努めるものとする。と規定されているため、新設した条項でございます。

第6条においては、もともとの見出しの「(啓発活動)」を部落差別推進法の表現に合わせ「(教育及び啓発)」と改正し、本文においても教育についての文言を加えております。また、差別という文言の前に「あらゆる」という文言を追加しております。

第7条、第8条につきましては、第5条の条項追加による条ずれの改正を行ったものでございます。

続きまして、議案第12号の補足説明をいたします。

お手元に議案第12号を御用意ください。

現在、佐賀県市町総合事務組合が入っております自治会館は、昭和41年5月に建設され、現在54年以上経過し、老朽化に加え、建物及びエレベーターが耐震化未施工であり、バリアフリー化への未対応など、様々な問題を抱えていることから、移転、新築することとなりました。

それに伴い、規約中の建物の名称及び事務所の所在地について改正をすることとなり、構成する44団体による議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、建物の名称を現在の「自治会館」から「佐賀県市町会館」へ、住所を「佐賀市城内一丁目5番14号」から「佐賀市堀川町1番1号」に改正するとしています。

以上、議案第12号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○財政課長（坂井忠明君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第3号、議案第7号、議案第10号につきまして補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第3号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第8号）でございます。

予算書の準備をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

左のほうから、款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の1. 町税、補正額、減額33,902千円、計1,321,903千円。

款の2. 地方譲与税、補正額、減額787千円、計30,914千円。
款の3. 利子割交付金、補正額、減額477千円、計1,023千円。
款の6. 地方消費税交付金、補正額21,000千円、計198,000千円。
款の7. 環境性能割交付金、補正額500千円、計2,001千円。
款の8. 地方特例交付金、補正額3,413千円、計12,081千円。
款の11. 分担金及び負担金、補正額、減額900千円、計7,337千円。
款の12. 使用料及び手数料、補正額、減額1,853千円、計76,183千円。
款の13. 国庫支出金、補正額、減額12,298千円、計1,870,749千円。
款の15. 県支出金、補正額18千円、計327,390千円。
款の16. 財産収入、補正額9,709千円、計9,718千円。
款の17. 寄附金、補正額700,006千円、計4,700,114千円。
款の18. 繰入金、補正額365,364千円、計4,104,261千円。
款の20. 諸収入、補正額2,439千円、計95,406千円。
款の21. 町債、補正額25,300千円、計224,410千円。
款の22. 法人事業税交付金、補正額4,627千円、計10,727千円。
歳入合計、補正額1,082,159千円、計14,178,384千円。

5 ページ、歳出でございます。

款の1. 議会費、補正額、減額2,587千円、計70,574千円。
款の2. 総務費、補正額1,179,335千円、計9,439,683千円。
款の3. 民生費、補正額、減額5,683千円、計1,431,807千円。
款の4. 衛生費、補正額、減額9,126千円、計599,689千円。
款の6. 農林水産業費、補正額、減額7,937千円、計379,421千円。
款の7. 商工費、補正額、減額827千円、計442,759千円。
款の8. 土木費、補正額、減額28,898千円、計548,867千円。
款の9. 消防費、補正額、減額1,052千円、計170,129千円。
款の10. 教育費、補正額、減額41,365千円、計681,710千円。
款の11. 災害復旧費、補正額ゼロ、計14,759千円。
款の14. 予備費、補正額299千円、計27,717千円。
歳出合計、補正額1,082,159千円、計14,178,384千円。

7 ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、追加でございます。

起債の目的は減収補てん債（特例分）、限度額25,300千円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、年4%以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによるとなっております。詳細につきましては

は、歳入の項の最後に御説明をいたします。

それでは、主な補正内容について説明をいたします。

予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

上段のほうで、款の1. 町税、項の1. 町民税、目の1. 個人、節の1. 現年課税11,000千円でございます。現年度分の調定及び収納率の状況から増額の補正となっております。

次の目の2. 法人、節の1. 現年課税で減額の36,000千円でございます。町内事業者の申告状況から、現年度分収納を84,000千円と見込み、現計予算との差額を減額するものでございます。

続きまして、5ページ、中段のほうをお願いいたします。

款の6. 地方消費税交付金、項の1. 地方消費税交付金、目の1. 地方消費税交付金21,000千円でございますが、内訳につきましては、社会保障財源分として25,000千円の増、一般財源分として4,000千円の減、差引き21,000千円の増額の見込みとなっております。

8ページをお願いいたします。

中段になりますが、款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の1. 土木費国庫補助金、節の4. 住宅費補助金の社会資本整備総合交付金で減額の9,899千円でございますが、内訳につきましては、家賃低廉化事業分で減額の73,000千円、耐震診断や改修関係の事業で減額の2,599千円でございます。

同じページになりますが、目の3. 衛生費国庫補助金、説明欄の新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金7,658千円、こちらは新設の補助金でございますが、新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備のための補助金でございます。詳細につきましては歳出のほうで申し上げます。

1枚めくっていただいて、10ページの下段になりますが、款の15. 県支出金、項の2. 県補助金、目の4. 農林水産業費補助金で、節の1. 農業費補助金、説明欄の3項目めになります。農村地域防災減災事業補助金5,000千円で新規分でございますが、外記のため池の防災機能強化に関する補助金でございます。今年度、交付はされる予定でございますが、事業そのものにつきましては翌年度へ繰越しとなる見込みでございます。

続きまして、11ページの下段をお願いいたします。

款の16. 財産収入、項の2. 財産売却収入、目の1. 不動産売却収入で、補正額1,626千円でございますが、令和2年度法定外公共物の払下げ3件分でございます。

12ページをお願いいたします。

中段で款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、減額の114,000千円でございます。今年度の同基金からの繰入れは372,163千円から258,163千円となりまして、期末の基金残高の見込みにつきましては約387,000千円となり、令和2年度期

首から比較して145,000千円程度減少するものと見込まれます。

その下で、目の12. ふるさと寄附金基金繰入金479,095千円でございますが、中身につきましては、寄附金の増額に伴い生じる返礼品など、事務関係経費や災害復旧費への充当並びに事業の過充当分等を精算したものでございます。

14ページをお願いいたします。

下段になりますが、款の21. 町債、項の1. 町債、目の13. 減収補てん債25,300千円でございますが、こちらは冒頭に申し上げました起債の関係でございます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による地方財政支援の一環で、特例措置を受けた減収補てん債でございます。現行の制度では、景気の変動等により税収の大幅な変化が認められるなど、基準財政収入額の推計基準税額と課税実績額に著しく格差が生じる場合につきましては、普通交付税の精算措置、または減収補てん債の発行により、当該格差の是正が可能とされておりますが、当該是正措置につきましては法人税割及び利子割交付金に限定をされております。

しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、地方消費税やたばこ税、地方揮発油譲与税など、消費関連の税目に関しましても全国的に減収となる見込みでございまして、地方からは対象税目の拡充の要望がなされておりました。このたび国のほうで令和2年度に限り、減収補てん債の対象に含める特例措置を講ずるとともに、元利償還金の75%ないし100%を基準財政需要額に参入できるよう今国会に地方交付税法等の一部改正法案が提出をされております。

なお、追加税目に係る減収分につきましては普通交付税の精算措置というものは適用されませんので、今回、減収補てん債を発行することによりまして、年度内に減収見合い分の財源を確保し、かつ、後年度に生ずる元利償還金につきましては交付税参入がなされるというものでございます。

町の財政健全化条例の規定による町債発行の目安につきましては、今年度の起債総額は合計欄の補正後の計にございますように224,410千円となっております。比較の相手となります起債償還元金の総額は352,612千円でございますので、この点につきましては十分クリアをしております。

歳入につきましては以上でございます。

それでは、歳出に移ります。

本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でイベントや会議、学校行事など、中止や規模縮小開催が相次ぎまして、例年以上に多くの費目におきまして不用額が生じております。

19ページ、中段をお願いいたします。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の10. ふるさと納税費、目全体で1,199,145千

円となっておりますが、24節、積立金のほうに寄附金分として7億円と基金利子分を計上いたしております。

その他の各節に関連の事務費の年度内執行見込み額の不足額を計上いたしております。

少々飛びますが、25ページ中段をお願いいたします。

款の4、衛生費、項の1、保健衛生費、目の2、予防費で、補正額9,487千円でございます。このうちの7,658千円分が新型コロナウイルスワクチンの接種体制構築に関する経費となっております。コロナワクチン関連は、この目の中で3節から11節までの全て、それと12節、委託料の中の説明欄3項目め、医療廃棄物処分委託料から最後の健康管理システム改修業務まで及び17節の備品購入費となっております。

こちら基本的には、ワクチン接種に関する経費につきましては国が全額を負担することは決定しておるようでございますが、具体的な行程や接種体制の詳細につきましては、いまだ流動的な部分もございまして、予算につきましては現時点での想定範囲で計上をいたしております。この先、年度末にかけて追加の補正や組替え、予備費の充用など、柔軟な対応が必要不可欠と認識しておりますので、あらかじめ御理解を賜りたいと存じます。

2枚めくっていただいて、28ページの一番下になりますが、款の6、農林水産業費、項の1、農業費、目の5、土地改良費、節の12、委託料で、農村地域防災減災事業委託料7,000千円でございます。外記のため池の防災機能強化に必要な整備のための調査及び計画策定に要する経費を計上してございます。

32ページ、中段をお願いいたします。

款の8、土木費、項の5、住宅費、目の1、住宅管理費、節の18、負担金、補助及び交付金、減額の5,341千円でございますが、居宅やその外構の耐震関連の補助金でございまして、当初の想定を下回る申請状況を踏まえ、減額をするものでございまして、歳入の項の社会資本整備総合交付金の減額との関連がございます。

最終、41ページをお願いいたします。

上段の款の11、災害復旧費、項の2、公共土木施設災害復旧費、目の1、公共施設災害復旧費、補正額はゼロでございます。財源の組替えでございまして、一般財源のほうから国庫負担金及びさきの豪雨による被害に際し寄せられた寄附金に組み替えたものでございます。

以上、議案第3号の補足説明でございました。

続きまして、議案第7号 令和3年度上峰町一般会計予算に関して、補足説明をさせていただきます。

予算書の準備をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算をお願いいたします。

歳入でございます。款ごとに金額を読み上げてまいります。

款の1、町税、本年度予算額1,258,483千円。

- 款の 2. 地方譲与税29,201千円。
 - 款の 3. 利子割交付金980千円。
 - 款の 4. 配当割市町村交付金3,000千円。
 - 款の 5. 株式等譲渡所得割市町村交付金1,600千円。
 - 款の 6. 地方消費税交付金201,231千円。
 - 款の 7. 環境性能割交付金2,001千円。
 - 款の 8. 地方特例交付金10,641千円。
 - 款の 9. 地方交付税977,000千円。
 - 款の10. 交通安全対策特別交付金1,367千円。
 - 款の11. 分担金及び負担金8,844千円。
 - 款の12. 使用料及び手数料73,584千円。
 - 款の13. 国庫支出金602,157千円。
 - 款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金8,281千円。
 - 款の15. 県支出金323,484千円。
 - 款の16. 財産収入 9 千円。
 - 款の17. 寄附金4,000,100千円。
 - 款の18. 繰入金2,839,358千円。
 - 款の19. 繰越金50,000千円。
 - 款の20. 諸収入70,649千円。
 - 款の21. 町債190,119千円。
 - 款の22. 法人事業税交付金4,900千円。
- 歳入合計10,656,989千円。
- 続きまして、歳出でございます。
- 款の 1. 議会費72,931千円。
 - 款の 2. 総務費6,869,813千円。
 - 款の 3. 民生費1,380,639千円。
 - 款の 4. 衛生費663,026千円。
 - 款の 6. 農林水産業費365,886千円。
 - 款の 7. 商工費38,358千円。
 - 款の 8. 土木費207,792千円。
 - 款の 9. 消防費170,892千円。
 - 款の10. 教育費507,016千円。
 - 款の11. 災害復旧費58千円。
 - 款の12. 公債費360,578千円。

款の14. 予備費20,000千円。

歳出合計10,656,989千円。

9ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額190,119千円で、国の地方財政計画による普通交付税の一部代替措置でございまして、起債の方法や利率、償還の方法は表に記載のとおりでございます。

以上、議案第7号の補足説明でございました。

引き続きまして、議案第10号 令和3年度上峰町土地取得特別会計予算に関して補足説明をいたします。

予算書の準備をお願いいたします。

予算書の2ページで、第1表 歳入歳出予算の歳入でございます。

款ごとに金額を読み上げてまいります。

款の1. 財産収入、本年度予算額11千円。

款の2. 繰入金1千円。

款の3. 繰越金1千円。

款の4. 諸収入1千円。

歳入合計14千円。

歳出でございます。

款の1. 土木費、本年度予算額13千円。

款の2. 予備費1千円。

歳出合計14千円。

当会計につきましては、当初予算策定の時点で公共用地等の先行取得など、特段の依頼というものはございませんでしたので、昨年同様、会計管理上必要な項目の頭出し予算となっております。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

私からの補足説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。私のほうから議案第4号、議案第5号、議案第8号及び議案第9号の補足説明をさせていただきます。

議案第4号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきますので、お手元に御用意ください。

予算書 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入でございます。左のほうから款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款の 1. 国民健康保険税、補正額 6,683 千円、計 168,397 千円。

款の 4. 国庫支出金、補正額、減額の 194 千円、計 1,606 千円。

款の 5. 県支出金、補正額 20,677 千円、計 737,714 千円。

款の 6. 財産収入、補正額、減額の 3 千円、計 77 千円。

款の 7. 繰入金、補正額 1,116 千円、計 57,720 千円。

歳入合計、補正額 28,279 千円、計 1,090,342 千円となります。

3 ページを御覧ください。

歳出でございます。

款の 1. 総務費、補正額、減額の 259 千円、計 7,443 千円。

款の 2. 保険給付費、補正額 22,619 千円、計 704,686 千円。

款の 6. 保健事業費、補正額、減額の 7,150 千円、計 13,162 千円。

款の 7. 基金積立金、補正額 77 千円、計 78 千円。

款の 9. 諸支出金、補正額 270 千円、計 42,197 千円。

款の 10. 予備費、補正額 12,722 千円、計 74,555 千円。

歳出合計、補正額 28,279 千円、計 1,090,342 千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明いたします。主な補正内容について説明をさせていただきます。

説明書の 3 ページを御覧ください。

款の 1. 国民健康保険税、項の 1. 国民健康保険税、目の 1. 一般被保険者国民健康保険税ですが、収納見込みとして 6,721 千円の増額を見込んでおります。

同項、目の 2. 退職被保険者等国民健康保険税ですが、収納見込みとして 38 千円の減額を見込んでおります。

1 枚めくっていただきまして、4 ページを御覧ください。

款の 4. 国庫支出金、項の 2. 国庫補助金、目の 3. 災害等臨時特例補助金の減額 269 千円ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる市町保険者の健康保険税の減免に対する財政支援として、減免額の 10 分の 6 を交付されるもので、額の確定により補正、減額するものです。

その下になります。

同項、目の 4. 災害臨時特例補助金 75 千円ですが、東日本大震災に伴う福島原発事故に関する保険税の減免及び療養費の給付に係る一部負担金の減免の特例措置実施に伴う国の財政

支援分となっております。当該事業につきまして、該当者が発生したことにより、経費の10分の2に相当する額を交付されるものでございます。

中段になります。

款の5. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 保険給付費等交付金、節の1. 普通交付金ですが、町が行った保険給付費の実績に応じ交付されるもので、交付金額の確定見込みによる22,619千円の補正となります。

下段になります。

同目、節の2. 特別交付金ですが、保険者努力支援分は医療費の適正化や重症化予防等の市町の取組に対し交付されるもので、実績見込額により3,096千円の増額補正としております。

その下、説明欄の特別調整交付金分（市町村分）は、保険者の責めによらない特別な事情によるもので、精神・結核医療費等、実績見込額により3,893千円の減額補正となります。

その下、県繰入金（2号分）については、医療費通知やレセプト点検等の実施に係るものとなり、実績見込額により1,145千円の減額補正となっております。

5ページになります。

款の7. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目の1. 一般会計繰入金ですが、それぞれ実績見込みにより保険基盤安定繰入金を837千円、子どもの医療国保医療費繰入金279千円としております。

歳出のほうになります。

6ページを御覧ください。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費ですが、節11. 役務費をそれぞれ実績見込みにより減額補正しております。

同目、節の12. 委託料、説明欄のコクホライン改修委託料を66千円計上しております。内容としましては、療養給付費集計や調整交付金等の算定に係るもので、帳票の変更について対応するためのシステム改修費となっております。

下段になります。

款の2. 保険給付費、項の1. 療養諸費、目の1. 一般被保険者療養給付費につきましては22,738千円の増額補正としております。療養給付費の実績見込みによる増額補正です。

その下、同項、目の3. 一般被保険者療養費につきましても、実績見込みにより1,829千円の減額補正としております。

7ページを御覧ください。

中段になります。

款の2. 保険給付費、項の2. 高額療養費、目の1. 一般被保険者高額療養費については、実績見込みにより2,019千円の増額補正としております。

下段になります。

款の6. 保健事業費、項の1. 特定健康診査等事業費、目の1. 特定健康診査等事業費、節の12. 委託料につきましても、実績の見込みによる特定健康診査等委託料を1,000千円の減額補正としております。コロナウイルスの影響により受診を控える傾向が強まったことが要因と見ております。

8ページをお願いいたします。

同項、目の2. 疾病予防費、節の12. 委託料、説明欄の各種健康診査委託料、減額の1,600千円ですが、コロナウイルスの影響により受診を控える傾向が強まったことが要因と見ております。

その下、特定健診未受診者対策委託料、減額の3,500千円ですが、例年、未受診者に対し受診勧奨を行っておりましたが、コロナウイルスの影響により減額補正をしているところでございます。

その下、健康インセンティブ事業委託料の減額400千円と、その次、脳ドック検診委託料、減額の300千円は実績見込みによるものです。

中段になります。

款の7. 基金積立金、項の1. 基金積立金、目の1. 財政調整基金積立金の77千円ですが、国民健康保険財政調整基金の預金利息相当分を積み立てるものでございます。

下段の款の9. 諸支出金、項の3. 繰入金、目の1. 一般会計繰入金ですが、270千円の補正としています。佐賀県繰入金2号分収納対策事業分を実績により一般会計へ繰り出すものでございます。

9ページを御覧ください。

款の10. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費ですが、給付費を調整するため、予備費から12,722千円を補正し、安定的な運営を確保したいと考えております。

以上、議案4号の補足説明を終わります。

引き続き、議案第5号 令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきますので、お手元に資料を御準備ください。

予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入でございます。左のほうから、款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款の1. 後期高齢者医療保険料、補正額8,025千円、計90,273千円。

款の2. 使用料及び手数料、補正額6千円、計8千円。

款の3. 繰入金、補正額、減額の725千円、計24,808千円。

款の5. 諸収入、補正額、減額の1,000千円、計616千円。

歳入合計、補正額6,306千円、計116,509千円となります。

3 ページを御覧ください。

歳出でございます。

款の 1. 総務費、補正額、減額の348千円、計901千円。

款の 2. 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額7,648千円、計113,887千円。

款の 3. 保健事業費、補正額、減額の1,000千円、計532千円。

款の 5. 予備費、補正額 6 千円、計506千円。

歳出合計、補正額6,306千円、計116,509千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明いたします。

説明書の 3 ページを御覧ください。主な内容を説明させていただきます。

款の 1. 後期高齢者医療保険料、項の 1. 後期高齢者医療保険料、目の 1. 特別徴収保険料ですが、5,446千円の増額としております。75歳年齢到達等による取得や転入等による補正としておるところでございます。

同項、目の 2. 普通徴収保険料につきましては2,579千円の補正としております。新規に被保険者となった方、額改定となった方や特別徴収に移行するまでの期間、普通徴収で対応すべき方となりますので、資格の異動等に対応する内容となっております。

下段、款の 3. 繰入金、項の 2. 一般会計繰入金、目の 1. 一般会計繰入金、節の 2. 保険基盤安定繰入金ですが、交付決定がなされ、377千円減額補正としております。

その下、同目、節の 3. 一般会計繰入金、説明欄の高齢者医療制度円滑運営事業費繰入金ですが、歳出の総務費のほうで御説明いたします、後期高齢者医療保険料システム改修委託料の減額により、歳入についても減額補正するものです。

4 ページを御覧ください。

款の 5. 諸収入、項の 5. 受託事業収入、目の 1. 民生費受託収入については、実績による保健事業受託事業を1,000千円減額する内容としております。

続いて、歳出になります。

5 ページを御覧ください。

款の 1. 総務費、項の 1. 総務管理費、目の 1. 一般管理費、節の12. 委託料ですが、先ほど歳入で申し上げました、後期高齢者医療保険料システム改修委託料が348千円の減額となっております。税制改正に係る改修分のものです。

中段、款の 2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項の 1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目の 1. 後期高齢者医療広域連合納付金ですが、保険料徴収見込額及び保険基盤安定負担金の見込額の変動により、7,648千円の補正としております。

下段の款の 3. 保健事業費、項の 1. 保健事業費、目の 1. 健康診査等事業費については1,000千円の減額補正で、歳入と同額の補正をしております。コロナウイルスによる受診控えが要因と考えております。

以上、議案第5号の補足説明を終わります。

引き続き、議案第8号 令和3年度上峰町国民健康保険特別会計予算の補足説明をさせていただきますので、資料の御用意をお願いいたします。

予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算を御覧ください。

歳入でございます。左のほうから、款、金額の順に読み上げてまいります。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。

款の1. 国民健康保険税163,981千円。

款の3. 使用料及び手数料100千円。

款の5. 県支出金679,542千円。

款の6. 財産収入1千円。

款の7. 繰入金59,494千円。

款の8. 繰越金20,000千円。

款の9. 諸収入1,159千円。

歳入合計924,277千円。

3ページを御覧ください。

歳出でございます。

款の1. 総務費5,587千円。

款の2. 保険給付費655,855千円。

款の3. 国民健康保険事業納付金239,102千円。

款の4. 共同事業拠出金2千円。

款の5. 財政安定化基金拠出金63千円。

款の6. 保健事業費17,788千円。

款の7. 基金積立金1千円。

款の9. 諸支出金1,369千円。

款の10. 予備費4,510千円。

歳出合計924,277千円となります。対前年度当初比では4.7%の減としております。保険給付費、国民健康保険事業納付金等の減額によるものが主でございます。

次に、予算に関する説明書により説明いたします。

説明書の3ページを御覧ください。主なものについて御説明いたします。

歳入ですが、款の1. 国民健康保険税、項の1. 国民健康保険税、目の1. 一般被保険者国民健康保険税分の現年課税分は、徴収率95%、滞納繰越分は徴収率20%を見込んで算出しております。

なお、令和3年度については税率を上げず、現行税率を据え置くこととしております。

4 ページ、中段をお願いいたします。

款の 5. 県支出金、項の 1. 県補助金、目の 1. 保険給付費等交付金ですが、節の 1. 普通交付金と節の 2. 特別交付金で構成されております。

普通交付金は、保険給付及びその他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施のために交付する内容のものであります。651,483千円を計上しております。

特別交付金は、県内の市町村の財政状況、その他の事情に応じた財政の調整のために交付されるものです。保険者支援分は、保険者努力支援分として医療費の適正化や重症化予防等の市町の取組に対し交付されるものでありまして、7,079千円。特別調整交付金（市町村分）は、保険者の責めによらない特別な事情によるもので、精神・結核医療費等に係るものです。14,229千円。県繰入金（2号分）は、医療費通知やレセプト点検等の実施に係るものとなり、5,077千円。特定健康診査等負担金は1,674千円を計上しております。

5 ページを御覧ください。

款の 7. 繰入金、項の 1. 他会計繰入金、目の 1. 一般会計繰入金ですが、一般会計からの繰入基準に基づき59,493千円を計上しております。

保険基盤安定繰入金は、被保険者の保険税の軽減相当額を市町村が一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れることで、国民健康保険被保険者の国保税負担の緩和及び市町村国保の財政基盤の安定化を図る制度であり、負担割合は都道府県が4分の3、市町村が4分の1となっております。45,608千円を計上しております。

出産育児一時金は、歳出の3分の2を繰り入れることになっております。2,240千円の計上です。

その下、財政安定化支援事業繰入金は、国民健康保険財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するため、地方財政措置を講じられているものでございます。7,193千円の計上です。

その下、国保総務事務費繰入金は事務費についての繰入金で、4,451千円の計上です。

その下、子どもの医療国保医療費繰入金は千円の頭出しとなっております。

下段になります。

款の 8. 繰越金、項の 1. 繰越金、目の 2. その他繰越金、節の 1. その他繰越金ですが、20,000千円を見込んでいるところでございます。

6 ページを御覧ください。

下段になります。

款の 9. 諸収入、項の 3. 雑入、目の 1. 一般被保険者第三者納付金ですが、第三者行為に伴う納付金として1,000千円を見込んでおります。

めくっていただきまして、8 ページを御覧ください。

ここから歳出になります。

款の 1. 総務費、項の 1. 総務管理費、目の 1. 一般管理費4,200千円ですが、国におい

て保険者努力支援制度を導入しており、医療費適正化の効果などに努力した市町村を支援することを目的とした事業になります。国民健康保険連合会とのデータのやり取りに係る経費やレセプトの2次点検手数料などを盛り込んでおります。

9ページ、下段を御覧ください。

款の2. 保険給付費、項の1. 療養諸費、目の1. 一般被保険者療養給付費ですが、558,000千円を計上しております。一月当たり46,500千円程度で算定を行っております。

同項、目の2. 退職被保険者等療養給付費50千円ですが、該当者はおりませんが、遡及しての資格異動等が発生した場合に対応するものになっております。

同項、目の3. 一般被保険者療養費6,840千円ですが、一月当たり570千円程度で算定を行っております。

10ページを御覧ください。

同項、目の4. 退職被保険者等療養費50千円ですが、こちらも遡及しての資格異動等が発生した場合に対応するものでございます。

同項、目の5. 審査支払手数料です。レセプト点検に係る審査手数料等の2,250千円の計上をしております。

中段を御覧ください。

款の2. 保険給付費、項の2. 高額療養費、目の1. 一般被保険者高額療養費84,093千円ですが、一月当たり7,000千円程度で算定をしております。

同項、目の2. 退職被保険者等高額療養費50千円につきましては、遡及しての資格異動が発生した場合に対応するものです。

同項、目の3. 一般被保険者高額介護合算療養費250千円ですが、一般医療保険者と介護保険の自己負担を合算した額が一定の額を超えた場合、自己負担限度額を超えた分を支給するものです。

11ページを御覧ください。

同項、目の4. 退職被保険者高額介護合算療養費10千円につきましても、前述と同様の内容です。

下段になります。

同款、項の4. 出産育児諸費、目の1. 出産育児一時金3,360千円ですが、8名分の予算計上をしております。

12ページ、中段になります。

同款、項の5. 葬祭諸費、目の1. 葬祭給付費600千円につきましては、20名分の計上をしております。

下段の同款、項の6. 傷病手当金、目の1. 傷病手当金200千円ですが、新型コロナウイルス感染症に感染した人、感染が疑われる人で仕事を休んだ従業員に傷病手当の支給を行う

内容のものでございます。

13ページを御覧ください。

款の3. 国民健康保険事業納付金、項の1. 医療給付分、目の1. 一般被保険者医療給付分177,901千円は、医療給付分として佐賀県の特別会計に納付するものでございます。

同款、項の2. 後期高齢者支援金分、目の3. 一般被保険者後期高齢者支援金等分46,056千円は、医療分と同じように佐賀県の特別会計に納付した後、後期高齢者医療制度に対する支援金となります。

同款、項の3. 介護納付金分、目の1. 介護納付金分15,145千円ですが、佐賀県の特別会計に納付した後、前述の後期高齢者支援金と同様に、介護納付金として納付するものでございます。

14ページ、中段を御覧ください。

款の5. 財政安定化基金拠出金、項の1. 財政安定化基金拠出金、目の2. 財政安定化基金拠出金、節の18. 負担金、補助及び交付金、説明欄の保険財政共同安定化事業等拠出金63千円ですが、令和元年度の豪雨災害に関連して交付された財政安定化基金分の復元をするためのもので、財源としては県支出金の県繰入金2号分となっております。

下段になります。

款の6. 保健事業費、項の1. 特定健康診査等事業費、目の1. 特定健康診査等事業費、節の12. 委託料、説明欄の特定健康審査等委託料ですが、特定健診に要する委託料として5,076千円を計上しております。

15ページ、中段になります。

同款、項の2. 保健事業費、目の2. 疾病予防費、節の1. 報酬2,288千円、節の3. 職員手当等487千円、節の4. 共済費502千円、節の8. 旅費50千円については、管理栄養士を会計年度任用職員として雇用するための予算計上です。特別調整交付金の対象経費となっております。

同目、節の12. 委託料、説明欄の人間ドック検診委託料450千円ですが、こちらは10人分で算定をしております。

その下、各種健康診査委託料2,462千円につきましては、若年層の健康診査、肝炎ウイルス検査、心電図検査、特定二次検査等の委託料となっております。

16ページをお願いいたします。

説明欄の健康インセンティブ事業委託料2,300千円ですが、健診を受診された方に栄養と運動面からの生活習慣の改善に取り組んでいただくもので、町内のフィットネスジムなどで運動習慣を定着化させていただき動機づけを与える取組のものと栄養面の評価から減塩食品と引換えができるようにし、健康意識を高める2つの取組を入れております。いずれも特別調整交付金での算定が可能になるものとなっております。

その下、脳ドック検診委託料1,500千円につきましては、30名で算定をしております。

下段を御覧ください。

款の9. 諸支出金、項の1. 償還金及び還付加算金、目の1. 一般被保険者保険税還付金につきましては、前年度と同様に1,000千円を見込んでおるところでございます。

17ページ、上段の同項、目の2. 退職被保険者等保険税還付金につきましては100千円を見込んでおります。

中段です。

同款、項の3. 繰出金、目の1. 一般会計繰出金269千円につきましては、2号繰入金の対象経費として国税徴収経費を一般会計へ繰り出すものでございます。

下段になります。

款の10. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費ですが、不測の事態に使用する経費として4,510千円を見込んでおります。

以上、議案第8号の補足説明を終わります。

次に、議案第9号 令和3年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきますので、資料の準備をお願いいたします。

予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算を御覧ください。

歳入のほうでございます。左のほうから、款、金額の順に読み上げてまいります。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。

款の1. 後期高齢者医療保険料90,303千円。

款の2. 使用料及び手数料2千円。

款の3. 繰入金25,639千円。

款の4. 繰越金1千円。

款の5. 諸収入1,662千円。

歳入合計117,607千円となります。

3ページを御覧ください。

歳出でございます。

款の1. 総務費959千円。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金114,389千円。

款の3. 保健事業費1,578千円。

款の4. 諸支出金181千円。

款の5. 予備費500千円。

歳出合計117,607千円となります。対前年度当初比では8.4%の増としております。

次に、予算に関する説明書により説明いたします。

説明書の3ページを御覧ください。

歳入ですが、款の1. 後期高齢者医療保険料、項の1. 後期高齢者医療保険料、目の1. 特別徴収保険料53,778千円及び目の2. 普通徴収保険料、節の1. 現年度分36,524千円については、現在の調定見込額によるところでの算定となります。

下段の款の3. 繰入金、項の2. 一般会計繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 事務費繰入金として1,554千円、節の2. 保険基盤安定繰入金として24,085千円を計上しております。保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減対策に対し、県が4分の3、町が4分の1の負担を行い、財政基盤の安定化を図るための一般会計からの繰入金となっております。

5ページを御覧ください。

款の5. 諸収入、項の5. 受託事業収入、目の1. 民生費受託収入1,478千円ですが、健康診査委託料等の保健事業費に係るものとなっております。

6ページをお願いいたします。

歳出になります。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の12. 委託料328千円ですが、後期高齢者医療保険料の徴収について、令和3年度よりコンビニでの収納を開始するため、システム改修を行うものでございます。

7ページを御覧ください。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項の1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目の1. 後期高齢者医療広域連合納付金114,389千円につきましては、歳入の保険料、保険基盤安定繰入金等の合算額を広域連合に納付するものでございます。

中段、款の3. 保健事業費、項の1. 保健事業費、目の1. 健康診査等事業費、節の12. 委託料1,227千円ですが、集団健診や個別健診に係る内容のものでございます。

8ページをお願いいたします。

下段の款の5. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費ですが、不測の事態の際に使用する経費として500千円を見込んでおります。

以上、議案第9号の補足説明を終わります。

私のほうから議案第4号、議案第5号、議案第8号及び議案第9号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○建設課副課長（高島真幸君）

皆様おはようございます。私のほうからは議案第6号及び議案第11号について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第6号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）の補足説明でございます。

それでは、お手元に予算書の御準備をお願いいたします。

予算書2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

左のほうから款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款の1. 分担金及び負担金、補正額10,900千円、計11,100千円。

款の2. 使用料及び手数料、補正額5,580千円、計153,291千円。

款の4. 財産収入、補正額12千円、計13千円。

款の5. 繰入金、補正額、減額10,800千円、計262,642千円。

款の8. 町債、補正額、減額4,069千円、計232,023千円。

歳入合計、補正額1,623千円、計682,892千円。

下段、3ページを御覧ください。

歳出でございます。

款の1. 総務費、補正額、減額4,221千円、計162,430千円。

款の2. 事業費、補正額100千円、計45,760千円。

款の3. 公債費、補正額ゼロ円、計462,110千円、こちらにつきましては補正額はございませんが、財源変更のため、表示されております。

款の4. 予備費、補正額5,744千円、計12,592千円。

歳出合計、補正額1,623千円、計682,892千円。

それでは、1枚めくっていただきまして、予算書4ページ、第2表 地方債補正でございます。

1、変更。

起債の目的、下水道事業債、公営企業会計適用債、限度額、補正前16,269千円、補正後12,200千円、こちらにつきましては、事業費の減額に伴い、その財源を減額するものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更はございません。

それでは、令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）に関する説明書により、補正内容について御説明をさせていただきます。

2枚めくっていただきまして、下段3ページでございます。

2、歳入でございます。

款の1. 分担金及び負担金、項の1. 分担金、目の1. 分担金、節の1. 分担金、受益者分担金新規加入分10,900千円でございます。こちらにつきましては、一般住宅44件、共同住

宅9戸、事業所など2件の新規加入があり、その分担金11,100千円と当初予算に計上しておりました200千円の差引額であります10,900千円の補正額を計上させていただいております。

款の2. 使用料及び手数料、項の1. 使用料、目の1. 使用料、節の1. 処理施設使用料、現年度使用料4,200千円につきましては、加入件数の増加により150,900千円の収入を見込んでいるところでございます。過年度使用料につきましては、1,380千円を計上させていただいているところでございます。

款の4. 財産収入、項の1. 財産運用収入、目の1. 利子及び配当金、節の1. 利子及び配当金、農業集落排水事業減債基金利子12千円を計上させていただいております。

款の5. 繰入金、項の1. 繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金、減額10,800千円です。今年度の受益者分担金新規加入分の増額により、一般会計繰入金を減額補正としております。

1枚めくっていただきまして、上段4ページを御覧ください。

款の8. 町債、項の1. 町債、目の1. 下水道事業債、節の4. 公営企業会計適用債、減額4,069千円でございます。先ほど第2表 地方債補正において触れましたが、事業費の減額に伴い、その財源を減額するものでございます。

下段5ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の12. 委託料、説明欄、農業集落排水事業法適化固定資産評価業務委託料、減額4,063千円でございます。こちらにつきましては、公営企業会計の移行に伴う固定資産台帳の整備として、今年度においては前牟田、堤、坊所処理区の3処理区の固定資産の調査、評価等の業務を行っているところでございます。その委託業務における入札残による減額を計上させていただいているところでございます。

同項、目の2. 減債基金費、節の24. 積立金、農業集落排水事業減債基金積立金13千円でございます。預金利子相当分を積み立てるものでございます。

款の2. 事業費、項の1. 事業費、目の1. 事業費、節の18. 負担金補助及び交付金、農業集落排水事業特別賦課金100千円です。特別賦課金につきましては、補助事業費に応じて算出されます。当該年度の算出基礎となる補助事業費については、今後の変更見込みではなく、算出基礎額が確定しましたので、今回、計上をしているところでございます。

1枚めくっていただきまして、上段6ページを御覧ください。

款の3. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、こちらにつきましては補正額はございませんが、財源入替えにより、表示されているところでございます。

款の4. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費5,744千円です。不測の事態に備えるため、予備費増額の補正を行っているところでございます。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第11号 令和3年度上峰町農業集落排水特別会計予算について御説明いたします。

それでは、お手元に予算書の御準備をお願いいたします。

予算書2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。款、金額の順に読み上げてまいります。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。

款の1. 分担金及び負担金200千円。

款の2. 使用料及び手数料151,441千円。

款の3. 県支出金9,500千円。

款の4. 財産収入1千円。

款の5. 繰入金258,252千円。

款の6. 繰越金1千円。

款の7. 諸収入2千円。

款の8. 町債182,100千円。

歳入合計601,497千円となっております。

下段3ページを御覧ください。

歳出。

款の1. 総務費169,527千円。

款の2. 事業費20,073千円。

款の3. 公債費408,897千円。

款の4. 予備費3,000千円。

歳出合計601,497千円となっております。

それでは、1枚めくっていただきまして、予算書4ページ、第2表 地方債でございます。

1件目、起債の目的、下水道事業農業集落排水事業、限度額9,500千円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率、4%以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものというものでございます。

2件目、起債の目的、資本費平準化債、限度額151,800千円、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、下水道事業農業集落排水事業と同様でございます。

3件目、起債の目的、公営企業会計適用債、限度額20,800千円、こちらのほうも起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、下水道事業農業集落排水事業と同様でございます。

それでは、予算の内容につきまして、令和3年度上峰町農業集落排水特別会計予算に関する説明書により御説明させていただきます。

2枚めくっていただきまして、下段3ページを御覧ください。

2、歳入でございます。主なものについて御説明させていただきます。

款の1. 分担金及び負担金、項の1. 分担金、目の1. 分担金、節の1. 分担金、受益者分担金新規加入分200千円でございます。

款の2. 使用料及び手数料、項の1. 使用料、目の1. 使用料、節の1. 処理施設使用料、現年度使用料150,600千円です。加入件数の増加を勘案し、前年度より3,900千円の増額となっております。過年度使用料につきましては841千円を計上しております。

款の3. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の2. 地域整備交付金、農山漁村地域整備交付金（機能強化事業）9,500千円でございます。切通地区の機能強化工事に対する補助金となっております。

1枚めくっていただきまして、上段4ページを御覧ください。

款の5. 繰入金、項の1. 繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金256,571千円です。前年度に比べて21,854千円の減額となっております。主な要因としては、単独事業で実施した管路布設工事の減となっております。

同項、目の2. 農業集落排水事業減債基金繰入金1,681千円でございます。

下段5ページを御覧ください。

款の8. 町債、項の1. 町債、目の1. 下水道事業債、節の1. 下水道事業債9,500千円。その下段、節の3. 資本費平準化債151,800千円、さらにその下、節の4. 公営企業会計適用債20,800千円でございます。

1枚めくっていただきまして、上段6ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。歳入同様、主なものについて説明させていただきます。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の10. 需用費、説明欄、消耗品費3,348千円です。主なものとしましては、真空ユニット及び真空弁のオーバーホール部材の購入費となっております。

その下段、6、修繕料7,015千円でございます。当該年度におきましては、前牟田処理場の水中攪拌機や三上処理場の汚泥引き抜きポンプなどの経年劣化をした機械設備の更新を予定しているところでございます。

同目、節の12. 委託料、説明欄、農業集落排水処理施設維持管理委託料130,702千円でございます。昨年度と比較すると、4,949千円の減額となっております。こちらにつきましては、令和2年度から令和4年度までの長期継続契約となっており、当該年度につきましては現行契約に基づき計上させていただいているところでございます。

その下段、下水道使用料徴収事務委託料4,713千円です。昨年度より86千円の増となっております。

続きまして、次ページの最上段を御覧ください。

説明欄、農業集落排水事業法適化移行支援及び会計システム導入業務委託料5,000千円でございます。こちらにつきましては、公営企業会計の移行に係る事務手続等の業務支援や公営企業会計に対応した財務会計システムや固定資産管理システムなどの構築、導入に関する業務委託料でございます。

その下段、農業集落排水事業法適化固定資産評価業務委託料15,800千円でございます。切通、江迎、井柳、三上処理区の4処理区の固定資産の評価、調査等の業務委託を予定しているところでございます。

1枚めくっていただきまして、上段8ページを御覧ください。

款の2. 事業費、項の1. 事業費、目の1. 事業費、節の14. 工事請負費、切通処理区機能強化工事20,000千円でございます。当該年度事業としましては、処理施設内のポンプ類などの機械設備の更新工事等を予定しているところでございます。

款の3. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、節の22. 償還金、利子及び割引料368,228千円でございます。前年度と比べて10,514千円の増額となっております。

同項、目の2. 利子、節の22. 償還金、利子及び割引料40,669千円でございます。前年度と比べて6,777千円の減額となっております。

款の4. 予備費3,000千円につきましては前年度同様となっております。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

議案審議に入る前に休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

11時25分まで休憩いたします。休憩。

午前11時9分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（中山五雄君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6 議案第3号

○議長（中山五雄君）

日程第6．議案審議。

議案第3号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第8号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（吉田 豊君）

11ページ、款の16．財産収入のところの説明で、不動産売払収入3件分という説明をいただきましたが、その3件分についてももう少し詳しく、どこの何平米で、幾らで売ったということで、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

○財政課長（坂井忠明君）

吉田議員の質問にお答えいたします。

地区につきましては井手口地区、中村地区、それから西前牟田地区、全て法定外の水路でございまして、個別の数字はちょっと持っておりませんが、合わせて135.44平米、金額につきましては井手口地区のほうが1,138,086円、中村地区につきましてが232,674円、西前牟田地区につきましてが256,916円、以上3件となっております。

個別の平米数が必要であれば、調べてお答えをいたしますが、よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第3号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第4号

○議長（中山五雄君）

日程第7．議案審議。

議案第4号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第4号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第5号

○議長（中山五雄君）

日程第8．議案審議。

議案第5号 令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第5号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第6号

○議長（中山五雄君）

日程第9. 議案審議。

議案第6号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（田中静雄君）

農業集落排水でどこの項目という質問ではありませんけれども、今、皆さんも御存じのとおり、三上地区というのは非常に宅地開発が進んでおります。参考までに、去年4月の段階で所帯数が620台だったと思います。それで、今現在はどれぐらいかといいますと、662所帯ということ聞いております。それで、さらに今、宅地開発が進んでいますけれども、それプラス——完成すると、多分23所帯ぐらいが増えるだろうと言われております。ということになると、今年中には——去年から1年間の間に60所帯ぐらいは増えるだろうと言われております。

そこで、三上地区の処理能力というのは大丈夫なのかどうかというのを1つお伺いと、何所帯ぐらいまでの余力があるのか、その辺をお伺いいたします。

○建設課副課長（高島真幸君）

三上処理区につきましては、世帯数という、ちょっと今、手持ちの資料はございませんが、一応計画人口としては2,550人の対象で処理できるという能力を持っております。

現在、三上処理区——こちらの今、手元にありますのは令和2年3月31日現在の加入率及び供用率の資料でございますが、現在、供用人口につきましては1,827名ということで、おおむねあと700名程度のキャパシティがあると思っております。

以上でございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第6号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第7号

○議長（中山五雄君）

日程第10. 議案審議。

議案第7号 令和3年度上峰町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま審議中の令和3年度上峰町一般会計予算につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本案につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました予算特別委員会につきましては、委員長に寺崎太彦君、副委員長に原田希君を選任したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、委員長に寺崎太彦君、副委員長に原田希君が選任されました。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

ここで、委員長に選任されました寺崎太彦君に就任の御挨拶をお願いいたします。

○9番（寺崎太彦君）

皆さんこんにちは。ただいま令和3年度予算特別委員会委員長に指名をいただきました寺崎太彦です。委員長という職務の重大さを大変重く受け止めております。

また、予算特別委員会の開催に当たり、皆様方の御協力をお願いし、慎重に予算審議をしていただきたいと思いますので、どうぞ皆様御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ありがとうございました。

日程第11 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第11. 討論・採決。

議案第3号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第8号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論ないようですので、これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。御苦労さんでした。

午前11時36分 散会